

児童養育家庭ホームヘルプサービス事業のご案内

【産前・産後ホームヘルプサービスを含む】

児童を養育しているご家庭、もしくは妊娠中の方がいるご家庭で、
体調不良などで家事が困難な方、周囲のサポートを得ることが難しい方などに
一定期間ヘルパーを派遣し、家事支援を行います。

※児童の保育や送迎等の育児支援は行いません。育児支援をご希望の場合は、すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」や、すみだファミリー・サポート・センターなどのご利用をご検討ください。

1 対象となる方

墨田区内に住所（住民登録）があり、義務教育終了前の児童を養育している家庭の保護者
または妊婦で、次のいずれかに該当する方

- (1) 一時的疾病（けがも含む）
- (2) 産前・産後の期間
- (3) 親族等の冠婚葬祭に出席するとき
- (4) ひとり親家庭



2 支援内容

食事の準備や片付け、居室の掃除・整理整頓、衣類の洗濯、その他必要な家事

※買い物、換気扇・排水口内部・エアコン等の清掃やカビ取り、窓ガラス拭き、部屋の模様替え、
その他専門的知識を必要とする調理及び作業などは対象外です。

3 派遣期間（日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く）

申請のあった日の翌日から3か月以内

☆出産の場合の日数 産前：出産予定日前1か月の間で10日間以内

産後：出産した日から56日（8週）の間で10日間以内

（例：出産日が4月1日の場合、5月26日まで利用可能）

※多胎出産の場合15日間以内

4 派遣時間

午前7時から午後7時までの間で、1回につき連続した2時間以内

5 利用料金

下表に定める区分に応じた自己負担金がかかります。

階層区分		自己負担額（1時間当たり）	
		通常時間内	通常時間外
A	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	0円	0円
B	区民税均等割のみ課税世帯	450円	500円
C	その他の世帯	900円	1,000円

※通常時間内：月～金曜日の午前9時～午後5時

通常時間外：午前9時以前、午後5時以降、土曜日

※婚姻歴のないひとり親で児童扶養手当を受給していて、寡婦（夫）控除をみなし適用した
場合、住民税が非課税となる場合があります。

※キャンセル料：利用日の前日（前日が土日・祝日・年末年始にあたる場合は、その前の平日）午
後5時以降のキャンセルについては、利用予定時間分の料金が発生します。

申請方法は裏面をご覧ください。

6 申請方法

利用開始希望日の1か月前から、申請を受け付けます。まずは子育て支援総合センターへ電話で来所日の予約を入れ、必要書類を持ってお越しください。（原則、郵送やメール等による受け付けは行っておりません。）

7 申請時に必要なもの

- (1) 本人確認書類（申請者本人の保険証など）
- (2) 要件に該当することを確認できる書類（診断書、親子健康手帳(母子手帳)など）

【申込み・問合せ先】

墨田区子育て支援総合センター（〒131-0046 墨田区京島1-35-9-103）
TEL：03-5630-6351 FAX：03-5630-6352

サービス利用の流れ

